

## 平成27年 多賀城市教育委員会第5回臨時会会議録

- 1 会議の年月日 平成27年10月21日(水)
- 2 招集場所 市役所3階 第2委員会室
- 3 出席委員 委員長 浅野 憲隆 委員 菊池 すみ子  
委員 今野 喜弘 委員 樋渡 奈奈子  
教育長 菊地 昭吾
- 4 欠席委員 なし
- 5 説明のため出席した事務局職員  
副教育長兼教育総務課長 大森 晃  
学校教育課長 高砂 弘之  
生涯学習課長 萱場 賢一  
文化財課長 郷右近 正晃  
参事兼教育総務課長補佐 佐藤 良彦
- 6 傍聴人 なし
- 7 記録係 教育総務課副主幹 伊東 芳恵
- 8 開会の時刻 午後6時
- 9 議事日程  
日程第1 会議録署名委員の指名について  
日程第2 議事  
報告第2号 多賀城市いじめ防止基本方針案について  
日程第3 その他

### 委員長

ただいまの出席委員は5名であります。定足数に達しておりますので、これより平成27年第5回臨時会を開会します。

### 日程第1 会議録署名委員の指名について

### 委員長

会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、多賀城市教育委員会会議規則第22条第3項の規定により、委員長において菊池すみ子委員、樋渡委員を指名します。よろしくお願いいたします。

## 日程第 2 議事

### 報告第 2 号 多賀城市いじめ防止基本方針案について

#### 委員長

報告第 2 号多賀城市いじめ防止基本方針案について、教育長の説明を求めます。

#### 教育長

報告第 2 号多賀城市いじめ防止基本方針案について、担当課長から説明させていただきます。

#### 委員長

学校教育課長。

#### 学校教育課長

それでは、報告第 2 号多賀城市いじめ防止基本方針案について、ご説明いたします。報告第 2 号資料によりご説明いたします。

前回、9月25日に報告第 1 号として、中間報告案をご説明申し上げました。その後、関係部署に説明をし、いろいろ意見をいただきました。その意見を反映させたのが今回の資料です。まず前回の説明後、調整・修正した部分をご説明し、その後、基本方針に基づいてそれを実効化するために設置する組織の関係の説明が前回是不十分でしたので、その点をご説明いたします。

前回ご説明したとおり、多賀城市のいじめ防止基本方針の重点は前段にあるということです。いじめの未然防止のために早期発見、初期対応に全力を注いで、いじめの重大事態化に及ぶ前に止めおくということでご説明申し上げました。そこで関係部署から意見をもらって修正した箇所を、ページを追ってご説明いたします。

はじめに 3 ページです。ここではいじめの定義をハコの中に、法第 2 条をお示ししています。ここにはいじめの定義はありますが、その中に使われている用語の定義がありませんでした。そこで、「学校」、「児童等」、「保護者」の定義を加えたものです。

次に、6 ページです。前回お話したように、多賀城市で基本方針を作るきっかけになったというのは、SNS や携帯電話等のメール等を通じて行われる潜在化したいじめをなんとか防止しようというのがその端緒でございました。そこで、(2) のいじめの早期発見のところの後段です。「とりわけ、SNS (ソーシャルネットワーキングサービスの略、以下「SNS」という。) や携帯電話等のメール等を通じて行われるいじめを防止するため必要な啓発

活動を行うとともに、いじめに巻き込まれていないかどうかを監視する関係機関の協力を得て、いじめ事案に対処する体制の整備に努める。」、この部分を新たに入れました。

これについては、同様のものを14ページの、学校におけるいじめ防止の「取組みの例」の中の、一番下の□です。「SNSや携帯電話等のメール等に特化したいじめ防止の啓発活動を行う。」と、同じように加えています。

次に、7ページですが、大きな項目の「Ⅱいじめの防止等のための対策の内容」のところからです。ここから、市で設置する組織の説明が始まります。「ア多賀城市いじめ問題対策連絡協議会」です。この中で、前回はスクールソーシャルワーカーを中心にという文言でした。実際スクールソーシャルワーカーからの情報がかなり大きなものだということは、事実ではございますが、それを中心にこの組織を進めるのはどうかということで、ここはあくまで「市教育委員会を中心に」した組織として設けることとしております。

10ページをお願いします。「ウいじめへの対処」の中の(エ)を加えております。これは学校だけでいじめが起こるのかという疑問に対する修正です。例えば学校支援地域本部事業、放課後子ども教室、児童館、留守家庭児童学級(来年の4月からは、放課後児童クラブ)など、学校教育以外の活動もたくさんございます。そこでこの文言を加えました。「学校教育以外の活動等がいじめが疑われる事案が発生した場合には、必要な措置を講じ、速やかに当該小中学校または市教育委員会に報告する。」ということです。

次に、17ページをお開きください。地域との連携の中の「具体的取組みの例」の中に、今申し上げた意味と同じものを加えています。三つ目の□です。「児童館、児童センター、留守家庭児童学級(放課後児童クラブ)、学校支援地域本部事業、放課後子ども教室などによる、児童生徒が異年齢の他社や地域の多くの大人と関わる機会を活用し、未然防止・早期発見に努める。」というものを加えています。

同じページの「オ関係機関との連携」のところの「具体的取組みの例」の一つ目の□です。いじめは集団の構造を主たる要因とします。もう一つは、発達障害等の障害を持つ児童生徒が当事者になるケースが多いということがあります。例として、この一つ目の□を加えました。「発達障害児童生徒等及び児童虐待等がいじめ事案に関わることが多いことから、療育担当者会議、児童発達支援センター、要保護児童対策地域協議会等との連携や情報交換を密に行う。」ということで、学校以外の場所でのいじめの早期発見につなげていこうというものです。

18ページをお願いします。重大事態の意味についても前回ご説明申し上げ

げました。二つ目の重大事態の意味ですが、いじめによって相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるということです。その相当の期間について、年間30日を目安にするということを記載しておりました。今回、「月間7日又は年間30日」という表現に変えております。年間30日というと伸びきった表現なので、月に7日という内容を加えてもいいのではないかという意見を取り入れたものです。これは県が定義する不登校の定義でもあります。ただ、ここで目安という表現に止めているのは、この期日にとらわれるものではないということです。6日であっても8日であっても、年間30日でなくても、20日であっても、それを越えても様々な多様な対応を見せていますので、あくまで目安ということでその数値を加えました。

次に、21ページをご覧ください。○の四つ目の下のところです。「亡くなった児童生徒の尊厳の保持や、児童生徒の自殺は連鎖（後追い）の可能性が有ることなどを踏まえ、公表の在り方に特別の注意が必要である。」の次に「事実を公表する際には、精神保健の専門家と緊密な連絡をとるなど」を加えました。「WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考にする必要がある。」というものです。公表に関しては慎重に行うもので、その際、この自殺報道への提言を参考にするということです。

その他、表記に関してですが、全体を通して自殺という言葉を使っていますが、自死という言葉が最近使うことが多くなっているということで検討しました。保護者に対する配慮ということで、そういう言葉も使われつつありますが、まだ一般的な用語にはなっていません。自殺という言葉がメインとして使われている率が高いということで、そのまま自殺という言葉を使っています。

表記についてもう一つですが、子供という表現と児童生徒という表現が混在しているのだが、どういう違いがあるのかという意見がありました。子供という表現を使っているのは一ヶ所しかありません。1ページをご覧ください。「はじめに」の中にあるものですが、「どの子供にも、どの学校でも起こりうるものであること」です。この文言はキャッチフレーズのように使われている言葉ですので、「どの子供」を「児童生徒」という表現に変えますと、誰でもすぐに出てくる言葉とトーンが違ってきますので、ここだけは子供という表現のまま通しています。法律的な用語は、「児童等」、それ以外のところは「児童生徒」という用語を使って統一しております。

一つ言い忘れたので、もう一度6ページをご覧ください。いじめの早期発見のために、学校アンケート調査や学級満足度・学校生活意欲度等調査とい

う言葉があります。括弧に hyper-QU等とありますが、hyper-QUというのが商品名ではないのかという指摘を受けました。実際、商品名ではありませんし、登録されている名称でもございません。ただ現在1社からだけしか物が出ておりませんので、これからいろいろな名称のものが出てくることを加味して、括弧書きの中ですが、hyper-QU等と「等」を付けました。様々なところで使われていますが、すべて hyper-QU等と統一しています。

修正箇所についての説明は以上です。

次に、組織の関係です。いじめの重大事態を引き起こさないということで今までもやってまいりました。これからもその方針でやっていくことには変わりはありません。それを実効化するのに条例化するのが組織でございます。その組織についての説明が7ページからになりますが、前回の教育委員会での説明がやや不十分だったと考えましたので、本日は詳しくご説明いたします。

基本方針の文章で説明するとわかりづらい部分もありますので、別紙「重大事態発生時の対応フロー図」をご覧ください。

まず、右側ですが、いじめ防止と重大事態発生時に対応する組織として多賀城市では三つの組織を設置する予定です。

はじめに、多賀城市いじめ問題対策連絡協議会ですが、教育委員会の協議機関です。教育委員会を中心として、学校やスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、児童相談所、法務局、警察署など公的な機関の代表者に入っていて、情報交換や情報共有、いじめ防止策や対処法の協議を行う機関として、連絡協議会を設置するものです。

2番目の組織ですが、多賀城市いじめ問題専門委員会です。これは市教育委員会の附属機関であり、同時に重大事態が発生したときの調査機関の役割を果たします。中立性を保持した第三者機関になります。教育、法律、医療、心理、福祉等の専門家で組織する常設の附属機関です。

3つ目ですが、点線で分けています。ただいまの二つの組織は、多賀城市教育委員会の組織であるのに対して、これは市長の附属機関として設けるものです。多賀城市いじめ調査結果検証委員会という名称です。これも教育、法律、医療、心理、福祉等の専門家で組織しますが、常設の機関ではありません。重大事態が起こって再調査が必要になったときに設置する機関です。

次に、左側にあるとおり、重大事態が発生したときにこの組織がどのように動くのかということです。右側の一番上の教育委員会の協議機関については、いじめ防止のため、早期発見のために年間2回程度を予定しておりますが、様々な協議を行う機関と考えています。重大事態が万が一発生したとき

には、以下のような取組みでそれに対処していきます。

もし、重大事態が発生したと市教育委員会で把握した場合、その調査の主体の判断を市教育委員会が行います。二つ選択肢があり、一つは学校主体で調査を行うという場合で、もう一つは市教育委員会が主体となって調査を行う場合です。その判断は教育委員会で行います。学校が主体で行う場合には、既存の組織として、多賀城市立学校いじめ問題調査委員会がございます。そこに調査の指示を行い、その結果を受けて市教育委員会では、結果の報告を市長に行うものです。この報告は市長止まりということになります。

二つ目は、市教育委員会が調査主体を学校ではなく、多賀城市いじめ問題専門委員会という附属機関に調査を諮問するという選択肢です。その場合は、第三者機関としての附属機関が諮問に応じて、調査を行い、その調査結果と意見を市教育委員会に答申するものです。それを受けて、市教育委員会では市長にその結果を報告します。ここまでが一つの流れになります。

市長はそれを受けて、そこで「良し」となればそれでいいのですが、必要に応じて再調査の判断をする場合があります。その判断をするのは、市長の権限です。市長が再調査が必要であると判断した場合に、市長の附属機関である多賀城市いじめ調査結果検証委員会に諮問を行います。検証委員会では、諮問に応じて再調査を行い、市長に答申をします。市長はその答申を受けて、結果報告を市議会に行うものです。

このように少し複雑になるのですが、三つの組織がそれぞれ独自の役割を持って機能するというものです。特に市教育委員会の調査主体の判断に二つの選択肢があるということ、それから、再調査の機関としての市長の役割についてご理解をお願いいたします。

報告第2号の資料では7ページから、重大事態が万が一発生した場合の対処の仕方について文章で整理しておりますが、フロー図を使ってご説明いたしました。以上で説明を終わります。

## 委員長

ただいま、いろいろ詳しく説明いただきました。ご質問、あるいは確認したい事項などございませんか。今野委員。

## 今野委員

表現の部分ですが、10ページと17ページにあります。 「中学校地域ぐるみ生徒指導連絡協議会」とありますが、これは「中学校地域ぐるみ生徒指導委員会」だと思います。同じ表現が17ページにもあります。

## 学校教育課長

大変失礼いたしました。生徒指導委員会です。訂正いたします。

## 今野委員

もう一つ、21ページですが、「亡くなった児童生徒の尊厳の保持」とあるのはわかりますし、慎重に対応するというのもわかります。ただ、ややもすると、仙台市のように隠蔽をするように受け取れるのですが、いかがですか。公表するといいながらどうなのかなと疑問を感じました。

## 委員長

今の関係については後で、いろいろ議論を深めたいと思います。他に、今回修正や追加した部分について、ご質問やご意見等ございませんか。樋渡委員。

## 樋渡委員

8ページの「多賀城市いじめ問題専門委員会」ですが、フロー図にもありましたが「教育、法律、医療、心理、福祉等についての専門的な知識及び経験を有するもの（精神保健福祉士、臨床心理士など）」と書いてあります。中立性の保持というところで、専門家ですが、教育や法律の専門家とあるところから見ると、「精神保健福祉士、臨床心理士など」では、委員の構成でバランスが取れていないという印象を受けました。

## 学校教育課長

組織を構成するメンバーについては、まだ細かく決めているわけではございません。基本方針に定め、条例化するための組織については、まだまだこれから検討する余地があると思います。

## 委員長

よろしいですか。教育の専門家といっても、いろいろあってその中から多賀城市の課題にあった専門家がどうかということになると思います。副教育長。

## 副教育長

今の表現のところです。課長から話のあったとおり、具体的な委員についてはまだ決まっていないということです。ここにあるとおり、教育、法律、医療、心理、福祉等についての専門的な知識及び経験を有するものということで、括弧の中に精神保健福祉士と臨床心理士が職種の例示としてあがっています。例えば想定の中では、教育ですと大学の先生とか、法律ですと弁護士の先生、医療ですと医者とか、いろいろ想定している部分がありますので、この括弧の例示ですと、これだけなのかと思われる部分もありますので、この括弧書きを削除させていただきたいと思います。

## 委員長

言葉で出てしまうとそれが強くなってしまいうところもありますので、樋渡委員よろしいですか。

## 樋渡委員

はい、わかりました。

#### 委員長

他にございませんか。よろしいですか。それでは、先ほど今野委員から指摘のあったところですが、いろいろ議論の出るところかと思えます。21ページの部分です。公表という点について、言葉のニュアンスとして少し物足りないところがあるのではないかと、そういう指摘が出てくるのではないかとということでした。学校教育課長。

#### 学校教育課長

もちろん、保護者の同意を得るということが前提で、公表する方針ということを中心として考えております。問題となるのは保護者が望まない場合です。その場合ですが、慎重にいかねばなりません。他の児童生徒に対してどのような説明をするのかという点でかなり難しい判断があると思えます。そのため、WHOでは精神保健の専門家と逐次相談しながら、そのケースケースに応じて対処していくよう提言しております。公表の仕方、公表の有無その辺りは慎重に考え、教育委員会の中でも検討していく必要があると思えます。あくまで、公表するのが原則です。

#### 委員長

樋渡委員。

#### 樋渡委員

公表の在り方に特別の注意が必要であるということは、公表するけれども特別注意をしてという形容詞がついて、これでいいのかなと思えます。もう一つは、仙台市の場合は公表についてはご父兄の考えがあったということですが、マスコミは学校とか市側が公表しないということに対するクレームが強く出ています。保護者の考えというところで隠蔽につながっているのではないかとというフレームが、大きく出ています。

すぐに公表ということではなく、公表の在り方に特に注意するというものですから、公表しないということではないので、慎重にデリケートに表現していると捉えれば、いいのではないかと思いました。

#### 委員長

公表の在り方に特別の注意が必要だということは、原則は公表けれども、ただ、今野委員の意見では「公表の在り方に特別の注意」のところは視点が行って、公表をあまり望まないような意味にとられかねないという心配があるというご指摘だと思います。けっして隠蔽とかそういうことではないのですが、この辺は微妙なところですね。この問題はセンセーショナルに取り扱われやすいということもあります。仙台市の例でもそうですが、原因とかどうとかで

はなく、なぜ隠したんだというそれだけが表に出て、冷静な論議ができなくなつて、この問題は大変難しいところがあります。

ここでは、「精神保健の専門家と密接な連絡を取る」ということを追加したということは、この前の案についてはどういう指摘があったのですか。

#### 学校教育課長

公表するのかもしれないのかという同じようなご指摘でございます。そこをはっきりしなさいということでした。専門家と緊密な連絡を取って、その上で公表するということです。保護者の同意が得られない場合や、周りの児童生徒に及ぼす影響、保護者に対してなど様々な事が考えられますので、こういう表現にしたというものです。

#### 委員長

今野委員いかがですか。

#### 今野委員

課長の説明はわかります。しかし、マスコミは、一辺倒で捉えるということがあります。すごく難しいとは思いますが。

#### 委員長

公表の在り方に特別の注意が必要だということですが、指摘というのは市役所内でのことですか。

#### 学校教育課長

そのとおりです。

#### 委員長

市民からの意見はこれからですか。

#### 学校教育課長

そのとおりです。本日の臨時会が終わって、明日から行う予定です。

#### 委員長

今野委員、この部分ですが、現在の案の表現で市民からの意見を求めることとして、そこでいただいた意見を踏まえて、必要に応じて教育委員会でもまた議論するということがいかがですか。

「公表の在り方に特別の注意が必要である」という表現は、当然、公表が前提であるということに取れます。ただ、今野委員の指摘のような捉え方もあるということですが、ただいまのような状況で、市民からの意見を見てということではよろしいですか。

#### 今野委員

はい、わかりました。

#### 委員長

市民からの意見も待って、これでいいかどうかを検討していきます。他にございますか。樋渡委員。

#### **樋渡委員**

フローチャートのいじめ問題対策連絡協議会といじめ問題専門委員会がありますが、その構成メンバーです。実際にいじめ問題が起きたときに、連絡協議会のほうには、スクールソーシャルワーカーとかスクールカウンセラーとかが入っていますが、専門委員会のほうには中立性の保持の第三者機関ということで、そういう方が入っていないのだと思います。

実際の現場のことがわかっている職種の方たちということで、スクールソーシャルワーカーとかスクールカウンセラーの方が入ったほうがより幅の広い意見が出る委員会になるのではないかと思います。

市長のほうとは、諮問するときのメンバーが変わってくると思いますが、あくまでも市長のほうは、市教育委員会からあがった報告の結果を聞いて、新たに多賀城市のいじめ調査結果検証委員会に諮問して、答申を受けるという立場で、その時には、市教育委員会側にある専門委員会のほうを参考にするということになるわけですね。

#### **学校教育課長**

スクールソーシャルワーカーは第三者的な機関ではありますが、教育委員会の中におりますし、やはり、ここは中立性を維持しないと、外部への説明という意味でも弱い部分になってしまいます。市教育委員会としてスクールソーシャルワーカーから情報を得ております。

#### **樋渡委員**

携わっているということではなく、逆に極端なことを言えば、多賀城市の方ではなく、県の方とか、実際的な聞き取りと、他に客観的に意見を述べてもらうという意味で必要かなと思いました。あくまでも多賀城市いじめ問題専門委員会は、中のことをくみ上げるだけでなく、中立性の維持ということが書いてありますので、携わっている方でない方の意見をいただくということで、そういう職種の方を入れるほうがいいと思いました。中の実際の様子を情報として引き上げるのと別に、評価をするという意味での第三者機関としてそういう職種の方の意見があったほうがという意味です。

#### **学校教育課長**

いじめ問題対策連絡協議会といじめ問題専門委員会ですが、専門委員会は調査機関だけではなくて、市の教育委員会の附属機関です。ですから、連絡協議会の情報は専門委員会にも行きます。それを受けての調査になります。附属機関であって、調査機関である組織として多賀城市では一つにしました。附属機

関としての意味合いからすれば、連絡協議会の情報は全部入ってくるということになります。時には、入ってきた情報に対して助言を行ったり、そういうことも行う常設の機関です。第三者的な中立性は保持した上で、連絡協議会とは連絡を取り合って、情報をもらい、もらった情報に対する指導助言を行うという役割も兼ねているそういう機関です。

ただ、市長の附属機関は完全な再調査機関です。教育委員会から報告としてあがってくるものは調査も含めてすべて、この検証委員会の中に入っていきます。二番目のものと三番目のものは少し意味合いが違います。

#### **委員長**

樋渡委員、今の課長の説明で何か他にございますか。

#### **樋渡委員**

いじめ問題専門委員会のほうは、実際に何か起きたときに、いじめ問題対策連絡協議会からの情報をいただくということと、委員自体が中立性の保持を保ちながら検証するという立場にあるわけですね。その時にスクールソーシャルワーカーで多賀城市に携わっていない専門的な意見をいただくときにいたほうがいいのかと思います。連絡協議会の情報をくみ上げて、それを解析するという機能があるということですから、情報は実際に関わっているスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーの方の意見ですよ。

そのことに第三者的な中立性を保てる委員として入ったほうがいいのではないかという意見です。

#### **学校教育課長**

スクールソーシャルワーカーが第三者的な立場で中立性を保持しているのもこれだけ相談を受けているということ。保護者からの相談も多いということは事実です。多賀城市教育委員会に配置されているという組織上のシステムがあります。スクールソーシャルワーカーと我々がお互いの意見の交換をするという立場で、教育委員会に配置されているということからすると第三者性は持っていても、二番目の組織に入るほど中立性を保てるかということ、やや疑問があります。

#### **樋渡委員**

極端にいうと、塩釜市や七ヶ浜町のスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーの方に、その職として専門的な見地から意見をいただくということです。多賀城市に配属されている方がここに入るということではありません。そういう意味合いです。

#### **学校教育課長**

わかりました。多賀城市に直接関わりのない方ということであれば、そうい

う職責を持った方に委員会に入っていただくということも、視野に入れているところでございます。

**樋渡委員**

わかりました。

**委員長**

他に、質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

**委員長**

質疑がないものと認め、報告第2号は承認をいたします。

### **日程第3 その他**

**委員長**

次にその他に入ります。各委員から特に議題にしたい事項などありましたらお願いします。

(なしの声あり)

**委員長**

ないようですので、以上で、本日の議案等の審議をすべて終了いたします。これをもって、多賀城市教育委員会第5回臨時会を終了いたします。

午後6時50分閉会

この会議録の作成者は次のとおりである。

教育総務課 副主幹 伊東 芳恵

この会議録の正確なことを認め、ここに署名する。

平成27年10月28日

**多賀城市教育委員会**

**委員長**

**印**

委 員

印

委 員

印